

## 民間等電子基準点の検定機関に関する資格基準及び登録要領

制定 令和元年10月 4日 国地達第15号  
一部改正 令和2年12月21日 国地達第23号  
最終改正 令和6年 8月26日 国地達第17号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この基準及び要領は、民間等電子基準点の性能基準及び登録要領（令和元年国地達第14号）第6条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する検定（以下第5条第3項を除き、単に「検定」という。）を行う機関（以下「検定機関」という。）の資格に係る基準及び登録に係る手続等を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この基準及び要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 技術的能力 第8条に規定する登録審査のうち同条第2号の能力審査に合格する能力をいう。
- 二 組織の体制が確立されている機関 検定を適正かつ確実に実施するために、職員及び役員、設備並びに業務内容が適切で、組織の責任者、財源、組織構成等が明確であり、経理的基礎を有する機関をいう。
- 三 機関において検定を行う職員 総合的な技術管理を行う者（以下「技術管理者」という。）、検定を実施する者（以下「検定者」という。）又は検定者の指導を受けて検定を補助する者（以下「検定補助者」という。）をいう。
- 四 基準点測量等 基本測量及び公共測量における測地測量をいう。

#### (公正かつ公平な検定の実施)

第3条 検定機関は、公正かつ公平な検定の実施のため、検定機関と検定を受ける法人等との間に、次の各号のいずれかに該当する関係がある場合又は検定機関自らのために、検定業務を行うことはできないものとする。

- 一 資本関係 親会社と子会社の関係、又は親会社を同じくする子会社同士の関係
- 二 人的関係 機関において検定を行う職員が、検定を受ける法人等の職員を現に兼ねている関係
- 三 前2号のいずれかと同視しうると認められる関係
- 四 その他利害の影響を受けることがあると認められる関係

- 2 前項の規定により検定機関による検定ができない場合は、別に定めるところにより、国土地理院が検定を行うものとする。
- 3 検定機関は、検定の申請者から提出された資料等を検定以外の目的に使用することはできない。

## 第2章 検定機関の資格基準等

### (検定機関の資格基準)

第4条 検定機関は、次に掲げる基準（以下「資格基準」という。）を満たすものとする。

- 一 技術的能力を有すること。
- 二 組織の体制が確立されている機関であること。
- 三 民間等電子基準点の性能基準及び登録要領に適合する検定要領を備えていること。
- 四 技術管理者及び検定者を、第5条の規定に基づき配置していること。
- 五 検定補助者を配置する場合は、第6条の規定に基づき配置していること。

### (検定機関における技術管理者及び検定者の配置)

第5条 検定機関は、技術管理者及び検定者を、検定を行う事務所ごとに、それぞれ1名以上配置するものとする。なお、技術管理者及び検定者を兼務させることはできないものとする。

- 2 技術管理者は、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第12条第1項の規定による測量士の登録後、基準点測量等、検定その他に関して13年以上の実務経験を有する者とする。なお、当該基準点測量等、検定その他に関する実務経験は、次に掲げるものとする。
  - 一 基準点測量等に関する計画、立案、外注業務の監督及び検査並びに直営作業に従事した経験
  - 二 基準点測量等において、主任技術者（管理技術者）又は作業班長として従事した経験
  - 三 検定者として従事した経験（ただし、検定者として実施した検定に不備があった場合は、その年度の経験は認めないものとする。）
  - 四 その他前各号に掲げる経験に相当するものとして国土地理院の長（以下「院長」という。）が認めるもの
- 3 検定者は、測量機器の検定に関して3年以上の実務経験を有する者とする。なお、当該検定に関する実務経験は、測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領（平成23年国地達第17号）第6条第2項各号に掲げる機器検定に関する実務経験のうち、GNSS測量機器の機器検定に関するものとする。
- 4 一の技術管理者及び検定者は、同一期間において複数の検定機関で配置することはできないものとする。

(検定機関における検定補助者の配置)

第6条 検定機関は、検定を行う事務所に、検定補助者を配置することができる。

- 2 検定補助者は、検定業務のうち軽微な部分のみ実施するものとし、検定業務の計画、管理、技術的判断等の検定業務の主たる部分は、技術管理者及び検定者が実施するものとする。
- 3 一の検定補助者は、同一期間において複数の検定機関で配置することはできないものとする。

### 第3章 検定機関の登録等

(検定機関の登録の申請)

第7条 検定機関の登録を受けようとする機関(第9条において「申請機関」という。)は、次に掲げる事項を記載した検定機関登録申請書(別記様式第1)を、院長に提出するものとする。

- 一 機関の名称及び所在地
  - 二 技術管理者、検定者及び検定補助者
  - 三 検定に用いる機器及び装置等一覧
- 2 前項の検定機関登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 定款又はこれに準ずる書類
  - 二 組織の構成が明示された書類
  - 三 検定要領
  - 四 技術管理者、検定者及び検定補助者の実務経歴書
  - 五 その他院長が必要と認める書類

(登録審査)

第8条 院長は、前条の規定による申請があった場合は、次に掲げる登録審査を行うものとする。

- 一 書類審査
- 二 能力審査(模擬の検定を行わせることによって行う。)
- 三 現地確認
- 四 その他院長が必要と認める登録審査

(登録)

第9条 院長は、前条の登録審査により、申請機関が資格基準に適合するものと認める場合は、第7条第1項各号に掲げる事項を検定機関名簿に登録するものとする。

- 2 院長は、前項の規定による登録(以下単に「登録」という。)をした場合は、遅滞なく、検定機関登録通知書(別記様式第2)により、その旨を当該登録を受けた機関(以下「登

録検定機関」という。)に通知するものとする。

- 3 院長は、前条の登録審査により、申請機関が資格基準に適合しないものと認める場合は、別記様式第3により、その理由を示して、その旨を申請機関に通知するものとする。なお、この場合であっても、当該申請機関による再度の登録の申請を妨げるものではない。
- 4 第7条の規定による申請に当たり虚偽又は重大な過失による誤り等があった場合は、当該申請をした機関は、院長が当該事実を知った日から1年間登録の申請ができないものとする。
- 5 検定機関名簿は、国土地理院企画部に備えるものとする。
- 6 院長は、登録をした場合は、当該登録検定機関の名称及び所在地を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

#### 第4章 登録事項等の変更等

##### (登録事項等の変更)

- 第10条 登録検定機関は、前条第1項に規定する検定機関名簿の登録事項(以下単に「登録事項」という。)又は検定要領を変更しようとする場合は、変更しようとする日の2週間前までに、検定機関登録事項等変更申請書(別記様式第4)に必要な書類を添えて、院長に提出しなければならない。
- 2 院長は、前項の規定による登録事項又は検定要領の変更の申請があった場合は、次に掲げる変更審査を行うものとする。
  - 一 書類審査
  - 二 その他院長が必要と認める変更審査
- 3 院長は、前項の変更審査により、第1項の規定による登録事項又は検定要領の変更の申請をした登録検定機関が変更後も資格基準に適合すると認める場合は、登録事項を変更(登録事項の変更の場合に限る。)するとともに、検定機関登録事項等変更通知書(別記様式第5)により、その旨を当該登録検定機関に通知するものとする。
- 4 前条第3項、第4項及び第6項の規定は、第1項の規定による登録の変更の申請について準用する。

##### (登録の更新)

- 第11条 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 第7条、第9条及び前条第2項の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 3 第1項の登録の更新の申請は、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日及び更新を受けるべき日の1月前から行うことができる。
- 4 第1項の登録の更新の申請があった場合において、登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了の日後

もその処分があるまでの間は、なおその効力を有するものとみなす。

- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(適合命令)

第12条 院長は、登録検定機関の登録事項、検定の実施又は検定の結果に関して疑義が生じた場合は、当該登録検定機関に対し、資格基準への適合を確認するために必要な措置をとることができる。

- 2 院長は、前項の措置の結果、登録検定機関が資格基準に適合しないと認める場合は、当該登録検定機関に対し、資格基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第13条 院長は、登録検定機関が前条第2項の規定による命令に違反した場合は、当該登録検定機関の登録を取り消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 院長は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録検定機関の登録を取り消すことができる。

一 引き続き2年以上検定の業務を行わない場合

二 登録事項、検定の実施又は検定の結果に関して虚偽又は重大な過失による誤り等があった場合

- 3 院長は、第1項の規定により登録検定機関の検定業務の停止を命ずる場合は、その理由及び期間を示して、検定機関業務停止命令書（別記様式第6）を、当該登録検定機関に交付するものとする。

- 4 院長は、第1項又は第2項の規定により検定機関の登録を取り消した場合は、遅滞なく、検定機関名簿からその登録を削除するとともに、検定機関登録取消通知書（別記様式第7）により、その理由を示して、その旨を当該取消しを受けた機関に通知するものとする。

- 5 第1項又は第2項の規定により、登録の取消しを受けた機関は、その取消しのあった日から1年間登録の申請ができないものとする。

(申請による登録の消除)

第14条 登録検定機関は、登録の消除の申請を行う場合は、検定機関登録消除申請書（別記様式第8）を、院長に提出しなければならない。

- 2 院長は、前項の規定による申請が行われた場合は、検定機関名簿からその登録を削除するとともに、検定機関登録消除通知書（別記様式第9）により通知するものとする。

## 第5章 雑則

(雑則)

第15条 この基準及び要領の運用に関して必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この達は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この達は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この達は、令和6年8月26日から施行する。

(経過措置)

2 この達の施行前に、改正前の規定に基づき実施した審査により判定した民間等電子基準点の検定機関の登録については、なお有効とする。